

【1986年11月10日】地域雇用対策の整備、充実について（建議）

中央職業安定審議会

地域雇用対策の整備、充実について(建議)

昭和六一年十一月一日

労働大臣 平井 卓志殿

中央職業安定審議会会長 大内 力

当審議会は、雇用対策基本問題小委員会において、本年九月より今後の地域雇用対策について鋭意検討を行ってきたが、今般、別紙のとおり小委員会報告がとりまとめられ、本日の本審議会において決定をみた。

今後、この決定の趣旨に沿って、地域雇用対策の一層の整備、充実を図ることが必要であるので、この旨建議する。

地域における雇用の現状をみると、経済の低成長の下で労働力需給の地域間格差が拡大しつつあると同時に、今後においても円高の影響を受ける産地、造船、漁業等に関連した特定不況地域、石炭政策の影響を受ける産炭地域、国鉄の分割・民営化に伴い多数の余剰人員の発生が見込まれる地域やこれらの要因が重なり合う地域など雇用情勢の極めて厳しい地域の発生も懸念されるなど地域の雇用問題が深刻化している。

地域における雇用対策としては、これまでも雇用機会不足地域、特定不況地域などの指定がなされ、各種の施策が講じられてきているが、指定地域が重複するなど必ずしも体系的なものとなっておらず、また、施策の内容も今後見込まれる大量の離職者の発生に十分対応できない面もみられ、地域雇用対策の整備、充実が喫緊の課題となっている。

このような状況下において、地域における雇用機会を確保し、職業の安定を図っていくためには、地域の主体的な努力を促し、これを助成、援助することを基本として、地域の雇用の実情に応じた対策が機動的に講じられることが必要である。対策の内容としては、企業の立地、地元企業の拡大などの雇用開発の促進をはじめ、離転職者など求職者の円滑な就職を図るための能力開発などの実施、地域における勤労者の福祉増進対策の充実などの施策を講じるとともに、一時的に多数の離職者が発生するなどの地域においては雇用開発と相まって、これを補完するための広域職業紹介など労働者の広域移動を円滑化するための施策も併せて行い、総合的に対処していくことが必要である。

このため、現行の地域雇用対策を整理、統合し、雇用機会の増大を図るための雇用開発の促進を中心とする次のような新たな施策を強力に推進していく必要がある。

なお、こうした総合的な地域雇用対策を講ずるに当たっては、これを統一的、体系的に

実施するための法的整備を図ることが適当である。

また、総合的な地域雇用対策を講ずるに当たっては、関係各省庁との連携についても配慮すべきである。

さらに、特に緊急の対策を必要とする円高の影響を受ける産地については、早急に対策を講じることが必要である。

#### 新たな地域の指定

雇用機会が不足し、雇用開発を積極的に推進する必要があると認められる地域を新たに雇用開発促進地域(仮称)として指定するとともに、そのなかで特に産業構造の変化等に伴い雇用情勢が悪化し、又は悪化するおそれのある地域はさらに特定雇用開発促進地域(仮称)として指定を行い、所要の施策を講ずるものとする。

##### 1 雇用開発促進地域の指定

(1) 雇用開発促進地域は、通勤可能な労働市場圏を想定し、単独又は複数の公共職業安定所の管轄区域を単位として指定すること。

(2) 雇用開発促進地域は一定の指定期間を付し、延長も可能なものとする。

##### 2 特定雇用開発促進地域の指定

(1) 特定雇用開発促進地域は、原則として、公共職業安定所の管轄区域を単位として指定すること。

(2) 特定雇用開発促進地域についても一定の指定期間を付し、延長も可能なものとする。

#### 指定地域において講ずべき施策

##### 1 雇用開発促進地域において講ずべき施策

雇用機会が不足している雇用開発促進地域においては、雇用開発の促進、勤労者福祉の増進、能力開発の促進を図るため次のような施策を講ずる必要がある。

なお、施策の実施に当たっては、地方公共団体と民間企業とによる第三セクター方式で行われる事業について、特別の配慮をする必要がある。

###### (1) 「地域雇用開発会議(仮称)」の設置

地域の特性を生かしながら、地域関係者のコンセンサスを得た雇用開発を推進するための母体となる組織として「地域雇用開発会議」を設置すること。

イ 地域雇用開発会議は、地元の市町村、労使団体、公共職業安定所等の地域関係者により構成されるものであること。

ロ 地域雇用開発会議は、国が示す基本方針に基づき、地域の実情に即した望ましい雇用開発の方向等を示す実施計画の策定への参画、その他の事業を行うこと。

###### (2) 地域求職者の雇入れに対する賃金助成制度の新設

雇用開発の効果を高めるため、現行の定額支給を内容とする地域雇用促進給付金

制度を抜本的に改正し、新たに賃金に対する定率支給を内容とする地域雇用開発助成金制度(仮称)を設けること。

なお、第三セクターについては、長期の支給期間とすることを検討すべきであること。

(3) 事業場の新・増設に対する雇用促進融資制度の新設

指定地域内において地域雇用開発実施計画の趣旨に沿った事業場の新・増設が行われる場合、建物、機械の建設、購入等に必要な資金について雇用促進事業団が融資を行う雇用促進融資制度を設けること。

この場合、貸付利率については、雇用開発に資するよう低利で行うことが必要であり、この際第三セクターについては、特別に配慮すること。

(4) 雇用促進事業団による勤労者福祉施設等の設置

地域における雇用の安定と労働者の福祉の向上に資するため、雇用促進事業団が設置する勤労者福祉施設等について指定地域に重点的に配置されるよう配慮すること。

(5) 能力開発の促進

イ 地域内において、就職可能性の高い科目を中心に、各種専修学校、認定職業訓練校等に対する委託訓練を積極的に活用すること。

ロ 地域における中小企業等の行う能力開発を振興するため、雇用促進事業団が設置する地域職業訓練センターについて、指定地域に重点的に配置されるよう配慮すること。

ハ 地域における中小企業の能力開発の促進を図るため、中小企業団体の行う能力開発推進事業について特別の配慮を行うこと。

2 特定雇用開発促進地域において講ずべき施策

雇用情勢の特に厳しい特定雇用開発促進地域においては、現行の特定不況地域で講じている施策及び雇用開発促進地域における施策に加え、更に雇用開発の促進、能力開発の推進、広域移動の円滑化等を図るため次のような施策を講ずる必要がある。

また、この場合においても、第三セクター方式により行われる事業については、特別の配慮をする必要がある。

(1) 地域雇用開発助成金制度の特例措置

離職者のための雇用機会の増大を特に促進するため、離職者の雇入れに対する地域雇用開発助成金は長期の支給期間とすること。

(2) 雇用促進融資制度の特例措置

事業場の新・増設に対する雇用促進融資制度について、特に低利の融資で実施すること。

(3) 第三セクター設立のための出資に対する補助制度の新設

第三セクターを通じた雇用開発を援助するため、地方公共団体の第三セクターへ

の出資に対する補助制度を設けること。

(4) 労働者の職業転換の推進

イ 地域内の労働者の円滑な職業転換を図るため、特定の技能開発センターにおいて、出向、退職予定者について、職業相談、職種転換訓練、職業紹介等を集中的に実施すること。

ロ 地域内の特定不況業種からの離職者等が、失業を経ないで出向、再就職することを促進するため、第三次産業等雇用吸収力のある産業、業種の事業主団体、個別企業に対する委託訓練制度を活用すること。

(5) 雇用促進事業団による離職者に関する広域移動円滑化事業の実施

指定地域における雇用機会の確保を図るための施策を補完するものとして、雇用促進事業団が雇用機会の豊富な大都市圏での定着指導や生活相談等を行う広域移動円滑化事業を実施すること。

円高の影響を受ける産地に対する対策について

急激な円高の進展に伴い雇用が悪化し、又は悪化するおそれがある産地については、それが、特定の市町村の区域において特に影響が現れていることなどの事情を考慮し、失業の予防、再就職の促進等雇用の安定を図るための特別の対策を講ずる必要がある。

なお、この円高に係る産地に対する雇用対策については、緊急の対応が必要であり、早急に対策が講ぜられるよう検討がなされるべきである。